

2019

令和元年度 文化財防災ネットワーク推進事業



九州国立博物館の取り組み

令和元年度
文化財防災ネットワーク推進事業

九州国立博物館の取り組み

刊行に寄せて

平成26年度に始まった「文化財防災ネットワーク推進事業」は、本年度で6年目を迎えました。昨年は関東から東北地方を中心に被害の出た大型台風の連続襲来、九州でも佐賀県で大雨による浸水被害が発生しました。沖縄県の首里城火災では、地域の人々が大切に守ってきた文化財が失われる事態に、多くの人々が心を痛めました。文化財分野における災害対応のあり方を考えていく必要性とともに、日常的な防災や減災に対する取り組みの重要性もますます高まっているということができるでしょう。

本書は、平成31年（令和元年）度「文化財防災ネットワーク推進事業」において、九州国立博物館が実施した活動内容をまとめたものです。今年度は、昨年度につづき九州・山口各県の文化財担当者の方々から防災に関する現在の取り組みの状況をうかがうヒアリング調査を実施し、11月に不動産文化財と動産文化財の連携について検討するセミナーを開催しました。また、九州地区における文化財が被災した災害事例集の作成にも取り掛かりました。

これらの活動が、広く関係機関や市民の方々の目に触れることで、文化財防災の考え方を共有し、各地で要となるネットワーク構築の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、本事業へご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

九州国立博物館長 島谷弘幸

目 次

刊行に寄せて

文化財防災ネットワーク推進事業 事業概要

1. 文化財防災ネットワーク推進事業とは	6
(1) 設立の経緯	6
(2) 事業の目的	6
(3) 組織体制	7
(4) 推進事業のウェブ広報	8
2. 九州国立博物館の取り組み	9
(1) 令和元年度の活動概要	9
(2) 令和元年度の体制	9
(3) 近年の主な活動履歴	9

I > 地域連携活動

1. 九州ブロックにおける情報収集	11
(1) 概要	11
(2) 活動日程	11
(3) 各県の主なヒアリング内容（要約）	12
2. 文化財防災ネットワーク推進事業セミナー	14
(1) セミナー概要	14
(2) 実施目的と成果	15
(3) 講演、トークセッション内容（要約）	16
3. 市民に向けた文化財防災の普及活動	58
(1) 活動概要	58
(2) 大分県史談会研究会での発表	58

II > 調査研究活動

1. 文化財が被災した災害に関する事例集の作成	61
(1) 調査概要と目的	61
(2) 今年度の調査内容	61

凡例

- 本書は、独立行政法人国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進事業の一環として、九州国立博物館が平成31（令和元）年度に行なった活動内容をまとめた報告書である。
- 本事業は、文化庁の「令和元年度美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業」の補助金を得て実施した。
- 本書は、小川香菜恵（九州国立博物館）が執筆・編集、小泉恵英、木川りか、原田あゆみ、秋山純子（以上、九州国立博物館）が監修、市川香織（九州国立博物館）が編集補助した。



文化財防災ネットワーク推進事業

Cultural Heritage Disaster Risk Mitigation Network, Japan

事業概要

1. 文化財防災ネットワーク推進事業とは

(1) 設立の経緯

「文化財防災ネットワーク推進事業」(以下、推進事業)は、国立文化財機構が文化庁の補助金を活用して行なっている文化財を災害から守るための取り組みである。推進事業設立の契機は、平成23年3月に発生した東日本大震災にある。このとき、地震や津波によって被災した文化財や、原子力発電所の爆発事故によって強制避難が実施された地域に取り残された文化財を救出すべく、文化庁の要請により「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」¹が組織され、文化財レスキュー事業が実施された。この救援委員会は、2年間の活動を経て平成25年3月に解散したが、その後も救援委員会の枠組みを維持し、今後発生が予想されるあらゆる自然災害に対する備えとするため、平成26年7月から文化庁の文化芸術振興費補助金(美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業)を活用した推進事業が立ち上がった。

(2) 事業の目的

文化財の防災は、事前の備えによって災害時に被害を出さないことが最も望ましく、不幸にして文化財に被害が出た場合にはそれを最小限に止め、適切な専門性を持った人材を派遣し、迅速な行動により被害状況の把握と救出活動の設計・実施を進めることが求められる。

本事業は、これを実現するために、文化財防災のための技術的な課題についての調査研究を進め、有効な方法の啓発を広く行ない、推進事業参画団体をはじめとする関係諸機関とのネットワークを総合的に結合・機能させることにより、国立による文化財防災体制の確立を目指している。

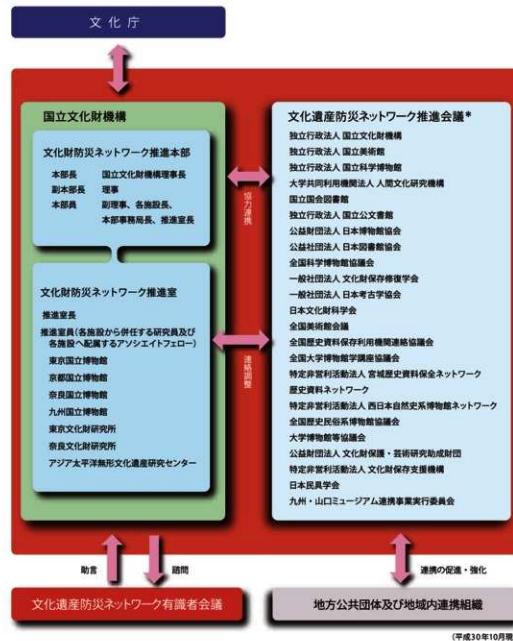


(3) 組織体制

国立文化財機構は、機構本部内に文化財防災ネットワーク推進本部（以下、「推進本部」）を設置し、その下に推進室を置いた。さらに、機構内各施設（4つの国立博物館、2つの文化財研究所）の研究員が数名ずつ室員として兼務し、推進本部を中心にさまざまな活動を展開している（組織図参照）。

また、全国を6ブロックに分け、室員を配置した各施設を地域担当として割り当て、各担当エリアにおいて関係機関との連携体制づくりを行なっている。

文化遺産防災ネットワークの概要



1 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所を事務局とする。

*令和2年3月末時点で一般社団法人国宝修理装潢師連盟を加えた25団体が加盟している

(4) 推進事業のウェブ広報

推進事業では、文化財防災に関連する情報発信を目的にウェブサイトを運営し、関連の講演会・シンポジウム等のイベント情報や、推進事業の活動成果を公開している。また、推進室ではYouTube上にチャネルを持ち、被災した紙資料や民俗資料のクリーニング処置例の動画などを配信している。文化財防災に興味のある方にぜひご覧いただきたい。

◆推進事業ウェブサイトURL

「文化財防災ネットワークウェブサイト」<http://ch-drm.nich.go.jp/>

◆YouTube チャンネル

「国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室」

『文化財防災マニュアルハンドブック』の内容を動画で公開。自然災害で被災し、汚損してしまった紙資料のクリーニング例や、地震災害や水害を想定した被災民具の応急処置・一時保管の例をわかりやすく紹介している。



推進事業ロゴマーク



文化財防災マニュアルハンドブック

2. 九州国立博物館の取り組み

(1) 令和元年度の活動概要

九州国立博物館（以下、九博）では九州ブロックにおける地域連携活動及び調査研究活動として文化財が被災した災害についての事例集作成の2つの活動に取り組んだ。

地域連携活動では、昨年度に引き続き、各県の文化財担当所管課を訪問し、文化財防災のための活動状況を聞き取り、情報共有・意見交換を行なった。また、主に文化財行政職員や学芸員を対象としたセミナーを開催し、文化財防災にかかわるテーマについて普及・啓発を図った。さらに、一般市民への普及活動として、郷土史研究を行なう市民グループを訪問し、推進事業の活動を紹介した。

事例集作成では、近年九州地区で発生した災害のうち地元自治体による文化財の緊急保護（レスキュー）が行なわれたケースを取り上げ、当時の対応について実施主体である自治体への聞き取り調査を実施した。

このほか、文化財防災に関連する展覧会・研修会・講演会等へ参加するなど、九州ブロック以外の自治体や博物館・美術館が実施している文化財防災の取り組みに関する情報収集なども積極的に行なった。また、台風19号で被災した神奈川県川崎市市民ミュージアムでの美術作品及び文化財の救援にかかる支援に、九博職員も参加した。

(2) 令和元年度の体制

職名	氏名	九博での職名
文化財防災ネットワーク推進室 併任研究員	小泉 恵英	学芸部長
文化財防災ネットワーク推進室 併任研究員	木川 りか	博物館科学課長
文化財防災ネットワーク推進室 アソシエイトフェロー	原田 あゆみ	文化財課長
文化財防災ネットワーク推進室 アソシエイトフェロー	秋山 純子	博物館科学課 主任研究員
文化財防災ネットワーク推進室 アソシエイトフェロー	小川 香菜恵	博物館科学課 アソシエイトフェロー

(3) 近年の主な活動履歴

平成29年度

- 7月～9月　　被災状況に即した被災文化財の処置・保管に関する研究
(熊本地震被災文化財一時保管施設)
- 10月～3月　　うきは市文化財センター育成講座開講（全6回、うきは市民ホール）

- ・2月14・15日 水損資料応急処置ワークショップを奈良文化財研究所の協力を得て開催
(九州歴史資料館)
 - ・3月～5月 文化交流展特集展示「災害に学ぶ・備える—熊本地震と文化財レスキュー—」
(九州国立博物館)
- 平成30年度**
- ・5月～12月 うきは市文化財サポーター育成講座開講（全8回、うきは市民ホール）
 - ・6月6日 山口県教育庁社会教育・文化財課へのヒアリング（山口県庁、山口県文書館）
 - ・7月12日 水損紙資料真空凍結乾燥処理ワークショップを奈良文化財研究所の協力を得て開催
(奈良文化財研究所)
 - ・10月29日 福岡県教育庁文化財保護課へのヒアリング（福岡県庁）
 - ・10月31日 大分県教育庁文化課へのヒアリング（大分県庁）
 - ・11月7日 鹿児島県教育庁文化財課へのヒアリング（鹿児島県庁）
 - ・12月21日 宮崎県教育庁文化財課へのヒアリング（宮崎県庁）
 - ・2月14日 文化財防災ネットワーク推進事業セミナー「大分県が取り組む文化財の地域防災計画」開催（九州国立博物館）



水損資料応急処置ワークショップ（平成29年度）



I

文化財防災ネットワーク推進事業

地域連携活動

The formation of regional networks



1. 九州ブロックにおける情報収集

（1）概要

主に各県の文化財担当所管課を訪ね、文化財防災についての意見交換を行ない、各県の活動成果や課題を共有した。この地域連携活動を通して、有事の際に文化財被害情報の収集を円滑に行なうためのネットワークづくりを進めた。

（2）活動日程

各県文化財担当所管課等へのヒアリング

日付	訪問先	訪問先対応者
6月19日(水)	熊本県教育庁文化課	内堀洋子氏 [文化財保護主事] 松尾志保里氏 [文化財保護主事]
7月26日(金)	長崎県教育庁芸芸文化課	岩尾哲郎氏 [参考] 山口華代氏 [係長 (芸芸員)]
8月 1日(木)	沖縄県教育庁文化財課 史料編集班 (沖縄県公文書館内)	荻尾俊章氏 [主任専門員]
8月 2日(金)	沖縄県立博物館・美術館 博物館班	園原謙氏 [主任芸芸員]
	沖縄県教育庁文化財課	山田義尚氏 [指導主事] 宮平勝史氏 [指導主事] 平川信幸氏 [主任専門員]

九州・山口ミュージアム連携事業への参加

日付	内容	会場
1月27日（月）	ワーキング会議	長崎県庁
2月13日（木）	第24回検討会議（担当課長会議）	長崎県庁



セミナー（平成30年度）



うきは市文化財サポーター育成講座
(平成30年度)

九州・山口ミュージアム連携事業は、九州地方知事会政策連合事業のひとつで、九州・山口地方9県のミュージアム所管課長が実行委員を務めており、推進事業参画団体に加盟している。平成30年度より、災害時の文化財専門職員相互派遣のための名簿作成について検討が行なわれた。

(3) 各県の主なヒアリング内容（要約）

熊本県

熊本地震後の平成28年12月に策定された「熊本復旧・復興4カ年戦略」に基づき、文化財の災害復旧を進めてきた。熊本県内における被災文化財レスキュー活動は令和元年度末、歴史的建造物を対象とした文化財ドクター派遣事業は令和4年度末の完了を目指している。

平成28年10月、熊本県は熊本城や阿蘇神社などの文化財の復旧のために集められた寄付金を財源として、「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」を創設し、現在もこの基金を原資として、民間所有の未指定を含む文化財の復旧にかかる費用を補助している。

熊本地震による被災文化財のレスキュー・復旧活動を継続して実施するとともに、次なる災害への備えとして県内体制を整えていくことが課題となっている。

長崎県

平成25年に对馬で発生した文化財盗難事件を契機として、長崎県では市町単位で「文化財保護ネットワーク」という防災・防犯体制を構築している。市町の文化財担当課と警察・消防、県文化財保護指導委員、地域ボランティア・自治会等の地元市民が連携して災害時の被災状況の情報収集を行ない、県学芸文化課へ報告される体制が整っている。このネットワークでは有事の際だけでなく、市民による日常的な清掃活動やパトロールを実施しており、地元が主体となって活動することで、文化財保護の意識啓発につながっている。

沖縄県

沖縄県は国庫補助を活用して県内ののみならず在外沖縄文化財の悉皆調査を積極的に進め、未指定文化財を含む文化財情報を整理し、報告書として刊行している。また有形のみならず無形文化財にかかわる報告書をこれまでに多数刊行している。これらを文化財課が発行している『文化財課要覧』にバックナンバーを含めて一覧として掲載し、過去の情報でもすぐに検索できるようにしている。

沖縄県教育庁文化財課は各地の文化財に詳しい市民に協力を求め、文化財保護指導委員を県内に30名（平成30年度）配置し、文化財の巡回を依頼している。県担当者は各委員との積極的なコミュニケーションを図り、情報共有を円滑に行なえる関係づくりに努めることで、県が各地域の状況を把握し、問題が発生すれば即時対応できるような体制を整えている。



熊本県教育庁文化課ヒアリング



長崎県教育庁学芸文化課ヒアリング

2. 文化財防災ネットワーク推進事業セミナー

(1) セミナー概要

名 称	不動産文化財と動産文化財の防災－現状の課題と今後の連携に向けて－
日 時	2019年11月19日(火) 13:00～16:00
会 場	九州国立博物館 1階研修室
講 師	田上 稔氏【福岡県教育府文化財保護課 課長技術補佐】 山川満清氏【(公社)熊本県建築士会まちづくり委員会 委員長】
トークセッション パネリスト	豊田理絵氏【熊本県教育府文化課 主幹】 高妻洋成氏【奈良文化財研究所 埋蔵文化財センター長】 講師 2名
参 加 人 数	41名

プログラム

- 13:00 開会挨拶 岡田健【文化財防災ネットワーク推進室長】
- 13:05 講 演①「歴史的建造物等の保護と防災への取り組み－重要文化財（建造物）の防災対策を中心の一」 田上稔氏
- 13:55 講 演②「熊本地震における被災歴史的建造物復旧支援の取り組み－建築士会の活動を通じて一」 山川満清氏
- 14:45 休 憩（15分）
- 15:00 トークセッション 司会：小泉恵英【九州国立博物館 学芸部長】
- 15:55 閉会挨拶 木川りか【九州国立博物館 博物館科学課長】

(2) 実施目的と成果

▶目的（趣旨）

歴史的建造物といわれる古い家屋等には内部に古い美術作品や民具などの文化財が残されていることが多く、歴史的建造物を保護するということは内部の文化財を保護することでもある。平成28年の熊本地震では、被災文化財の保全活動として、文化庁主導のもと「文化財レスキュー事業」（以下、レスキュー事業）と「文化財ドクター派遣事業」（以下、ドクター事業）の2つが組織され、前者は主に未指定の美術工芸品（動産文化財）、後者は歴史的建造物（不動産文化財）を対象とし、両者は別々に活動した。

本セミナーでは、行政と建築士会から歴史的建造物の保護に取り組む方々を講師に招いてそれぞれの活動を紹介していただき、不動産文化財と動産文化財の連携に向けた現状の把握や、より良い防災体制構築の可能性、さらに今後の課題を抽出した。

▶現状の問題点

- ① 各事業の活動主体・体制の違いにより、活動開始・完了時期や、初期の活動の進め方に違いがある（ドクター事業では建物の中に入らず外観目視による被害状況調査から始める。レスキュー事業では建物内部にある収蔵品の状態を確認し必要に応じて即時搬出する）。
- ② 歴史的建造物の中に必ずしも動産文化財があるとは限らず、逆もしかりで、両者の活動域の重なりはさほど多くない。
- ③ 支援される側（所有者）のニーズを踏まえた活動の在り方を考える必要がある。
- ④ 災害時に協力・連携を図る制度（仕組み）がない。

▶今後の連携へ向け

「文化財を守る」という目的は共通するが、災害時における活動の進め方の違いやそれぞれの専門性を考慮すると災害時に一体となって活動するのは難しい【問題点①②】。しかしながら、実際には不動産文化財と動産文化財が一か所にあって被害を受けている現場や、動産文化財への直接的な損害はなくとも、不動産文化財を修復する段階で動産側の支援が必要となる場合がある【問題点③】。それぞれが活動する中でもう一方の援助が必要となった場合に的確に対処できるよう、災害前後においてお互いの活動を認識・共有しておくことが大事である。また、連携する際の制度上の根拠として、文化財保存活用大綱や地域防災計画の中に両者の協力について言及しておくなどの体制作りも重要な【問題点④】。

発災直後の建築士会の初動としては応急危険度判定や罹災証明書発行などの緊急業務があり、1か月ほどしてから歴史的建造物への本格的な対応が始まる。建築士会は日本建築学会が構築した歴史的建造物のデータベースをもとに、災害時の被害状況の確認調査を進めていく。また、九州地区の建築士会は災害時の相互協力協定を結び、いち早く建造物の調査が行えるように体制を整え、その協定に基づいた対応を確認する模擬訓練を実施している。各地域におけるこのような不動産分野の取り組みを知り、動産分野の活動と対照させて具体的に「連携できる部分」を探ることが、円滑な協力のための第一の課題である。

(3) 講演、トークセッション内容（要約）

田上稔氏による講演

「歴史的建造物等の保護と防災への取り組み —重要文化財（建造物）の防災対策を中心に—」

▶福岡県の文化財保護体制

福岡県では、文化財はそれが所在する地域を母体として形成され、その歴史的経緯を反映したものであることを重視し、「地域の文化財は地域で守る」という基本理念を掲げ、県内60市町村のうち57市町村に文化財専門職員を配置している。県と地域が適切に役割分担をし、県は文化財保護行政について市町村に対し充分な支援を行なうことを文化財保護の基本指針としている【スライド2 (P23)、福岡県教育委員会2010】。



▶県内の歴史的建造物災害対策事例

建造物の災害対策の前提として、適切な管理と修理を通して建物が本来持っている強さ（健全性）の維持・回復が最も重要である。その上で、文化財としての価値を損なわないように留意しながら耐震性能の確保、防災設備の整備、環境保全といった対策を施すことで、福岡県内の歴史的建造物等の保護と防災に取り組んできた【スライド4 (P24)】。

建物の健全性を回復した事例として、旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）（重要文化財、大川市）と旧志免鉄業所竪坑櫓（重要文化財、志免町）などがあり、当時の技法に則った補修工事の過程などを示した【スライド7～13 (P26～29)】。

また、耐震対策の例として、門司港駅（旧門司駅）本屋（重要文化財、北九州市）の耐震改修工事がある。現在も駅として多くの人が利用する建物であるため、ユニバーサルデザインとしてエレベーターを新たに設置するにあたり、その鉄骨造を活かして耐震性能を高めた。文化財を活用する上で課題となる新規設備の導入とオリジナルの構造を上手く組合せた事例として特筆すべき点がある【スライド17 (P31)】。

防火設備設置例としては、消防設備の性能を充分



に発揮するために、管理者の日常的な訓練と独自の防火対策・防火計画策定が必要である【スライド21 (P33)】。このほか、防災・減災のための建造物周辺の環境保全対策の重要性については、高良大社本殿・幣殿・拝殿（重要文化財、久留米市）での事例がある【スライド35～37 (P40～41)】。

▶ヘリテージマネージャーとの連携

福岡県は、平成25年度から、ヘリテージマネージャー育成講習会を実施し、日常業務の中でもヘリテージマネージャーと連携を図っている。大規模災害を想定した模擬訓練が行なわれていたが、その実施直後に発生した熊本地震でその訓練の成果が発揮された【スライド40 (P42)】。

不動産文化財と動産文化財の連携について、まずはそれぞれの活動について話を交えて話し合い、模擬訓練を通じて体制を練成することと、双方一体となった事業形態の構築が必要である。

（参考文献）福岡県教育委員会『福岡県文化財保護基本方針』、2010年

山川満清氏による講演

「熊本地震における被災歴史的建造物復旧支援の取り組み —建築士会の活動を通じて—」

▶ドクター事業発動前の建築士会によるプレ調査

熊本地震では発災から2か月後の平成28年6月下旬にドクター事業が始まった。通常、地震災害が発生すると、その後約1か月間は応急危険度判定や罹災証明の発行など緊急業務がつづき、建築士会が歴史的建造物のケアに携わるのはその後からになる。東日本大震災時も発災からドクター事業開始まで1か月ほどかかったので、事前にこのような事態を想定して、建築士会九州ブロック各県で広域災害に対する相互協定を結んでいた。その協定に基づいて、福岡県建築士会が主幹となり、5月下旬にはドクター事業のプレ調査として、延べ117名のヘリテージマネージャー（以下、ヘリマネ）によって外観目視による被害状況調査が行なわれた【スライド2～4 (P43～44)】。



▶ドクター事業1・2次調査の実際と課題

平成28年6月～8月の1次調査では、熊本・大分においてプレ調査と同じく目視による被害状況調査を約2000件行なった。調査では東日本大震災時と同じフォーマットの調査票を用いて進めた。1次調査時に博物館職員等による文化財レスキュー実施者と一緒に、建物内に残された文化財の一時避難などの作業をすることもあった。10月～翌2月の2次調査では、1次調査の結果から被害が大きい200件ほどを対象とし、内部の詳細な調査を行なった
[スライド9・10 (P47)]。



公的活動を早期に開始することや、調査を円滑に進めるためには行政の協力が不可欠だが、行政職員は災害対応に追われて対応したくともできないという実態があった。また、建築士会が調査対象選定に利用した歴史的建造物のデータベースは情報の更新が進んでおらず、すでに無くなっている建物も多く含まれており、作業に支障を来す場合もあった。こうした事を防ぐためには、調査体制やツールを事前に整えておくことが必要である。

このほか、調査対象が未指定文化財であるため、市町村の文化財部署が実態を把握することが難しく、また所有者も文化財としての意識が薄いため、ドクター事業の調査や建物の保存に対して消極的な場合もあった。1次調査では対象が2000件だったが、2次調査で200件と大きく減ってしまったのには、この問題が大きく関係している。一方、街並みや景観として周囲の対象建物を含めて複数軒や地区で保存を進めていこうと動いたことが有効に働いた事例も多い。

▶県の補助金制度創設を受けて実施されたドクター事業3次調査

市民からの要望を受けて熊本県が創設した平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金は全国でも画期的な事業として評価されている[スライド13 (P49)]。この補助事業を受けて、3次調査が開始された。そのスキーム[スライド14 (P49)]にある復旧支援委員会は、1・2次調査の実施主体である日本建築士会連合会の各機関がその役割を担うことにより、被害状況の調査成果を踏まえた具体的な修理工程の計画、実施、工事完了までの全ての過程においてヘリマネがケアすることができた。

補助金申請のための書類で専門的ものはヘリマネが作成したが、それらを整える作業は市町村の担当者が担った。それによって、両者の連携体制がおのずと出来上がっていった。

工事に関しては高度な知識が必要となるため、ヘリマネはワーキンググループを作り、ひとつの案件に対し複数人で協議し、時に大学教授などの意見を求めるなどして、適切な処置を行なうことに努めた。また、熊本地方特有の歴史文化を反映した建物の保全に関する講習を受け、かつ、これらの建物の修理等の実績がないと設計監理者として推薦しないというルールを設けた。このように高度な技術的フォローを実施することで、保存に対して消極的だった所有者の意識が変わってくれることもあった。当

初対象の半数は補助金を申請しているが、現在のところ竣工もしくは工事中が約2/3で、まだまだ時間と努力が必要である。

▶ドクター事業3次調査の課題と総括

時間の経過で建物の被害が進行し、それによって修理方針の見直しが発生することがあった。加えて、復旧に時間がかかると所有者の意欲が失われていくことがあり、迅速な対応が求められる。また、文化財としての価値を損なわないような工法の徹底の難しさ、それを実施できる主体の少なさがある。このほか、補助範囲外の大きな自己負担分の費用に対する新たな補助制度の必要性や、復旧に時間のかかる文化財を対象としながら、事業としては早期決着を求められるといった矛盾など、復興事業の制度的な課題も表出している。

ヘリマネや修理を担う職人の育成・維持や、資材の安定的供給を図ることは社会全体の責務であり、今ある建物が今後残していくために何をしなくてはいけないかという潜在的な課題が震災によって明らかになった。この支援事業によって復旧した未指定の歴史的建造物の登録、指定を進めるなど、所有者だけでなく社会全体に対して文化財保全への意識啓発を行ない、適切な保存のための仕組みを作っていくことの必要性を示した。[スライド28 (P56)]

トークセッション

▶不動産関係者と動産関係者の連携について

田上 災害が起きてからではなく、平常時の段階で双方の関係者が話し合い、問題点の洗い出しをする。そして、さまざまな被害の状態を想定して模擬訓練を行ない、プラッシュアップしていくことが大事。実際の現場で所有者と話すときは、「文化財のことでお困りのことがあればご相談ください」ということを伝えて対応していかたい。

山川 目的は同じなのだから、まずはお互いが現場でどういう活動をしているのか勉強会のようなものを開いて共有しておくのが大事ではないか。

豊田 どこに何があるかという情報共有がまず大切で、それを踏まえて、実際の動き（ここは一緒に入る、建造物担当だけよい、など）を訓練（シミュレーション）しておくことが必要ではないか。

高妻 動産は行政、不動産は建築士会（民間）が主体となって動くが、民間のスピードで行政がついていけないという問題がある。また、不動産の1次調査は目視による外部の調査だが、動産は雨漏りなどによる水濡れが致命傷になるので内部での調査が急がれるという、お互いが重視する部分に違いがあることも連携を考える上では重要である。連携の第一歩として、できるところを探して始めるというのはどうか。

（参加者の意見）

支援する側の価値観で行動するのではなく、支援される側の立場になって考えることも必要。同時に動くことを絶対条件にするのではなく、お互いの動きを把握して、不動産の専門家が調査に行った際、所有者から動産について相談があるといわれれば、動産の専門家の連絡先を示すなり、自ら連絡を取るなどのバトンリレーができるだけでも初期対応としては十分ではないか。



▶現場での連携事例

山川 ある博物館職員から、かなり傾いてしまっている建物の中にある文化財をレスキューしたいが、入っても安全かどうかの判断と、そういう危険な状態に入る際の注意事項について問い合わせがあった。それに応じて、近隣の工務店にお願いをして安全確保のための仮設材の柱を中に立てるなどの対応ができた。あらかじめ計画して組織的に動くということは難しいが、こういうときにどこへ頼めばよいかがわかっているのがいいのではないか。そういう情報を束ねるキーステーションがあるとよい。

災害時は建物内の文化財を買い叩きにくる悪徳業者もいる。自分たちは建物と中身はセットであるべきと考えているが、建物を修復するために中の動産文化財を処分した、売却したという事例もあった。そのようなときに動産の専門家と一緒に対処されればと考える。

▶日本建築学会の歴史的建築総目録データベースについて

（参加者の意見）

- このデータベースがどういった内容かを踏まえて、いざというときに自治体でも活用できるように事前に関係を築いておけばと思う。
- 動産と不動産ではデータベースを作ろうとしたとき、基本となる情報が違うので、安易に統合させばいいということではない。また、不動産の中に必ず動産があるというわけではないので、それぞれの専門家がひとつのチームになって一緒に現場を見て回ればいい、というのは現実的ではない。

▶所有者が保存に消極的という問題について

田上 ただひたすら口説く。しかし、いきなり保存の話をするのではなく、始めは単なる被害状況調査として訪ね、ヘリマネや建築専門の大学教授などにも見てもらい、建物について所有者と話をしてもらう。そのうちに所有者も今まで知らなかった建物の価値に気づいたり、意識が変わってくるので、そのタイミングで保存の話ををする。

豊田 実際に熊本では、保存をしても次の代に引き継げるかが不安であるという声もある。大きくて立派な建物になると個人で維持していくのは難しく、街並みの一つとして地域で盛り上げていこう、というような周囲の支援の声が所有者の決断の後押しになっていることもあるようだ。

▶災害前の備えとして～文化財保存活用大綱への言及

高妻 地域における文化財保存活動は、まず都道府県が道筋を示し、それをもとに市区町村が同じ方向で動いていくというのがよい。ただ、文化財保護体制は全国一律ではないので、同じようにはできないと思われる。県が作る大綱と市町村がつくる地域計画に書くだけではだめで、実際に災害が起きたときに一番の行動基準になるのが地域防災計画なので、そこにいかに文化財防災の内容を反映させていくかが重要。また、それに加えて、行動マニュアルの作成が必要となる。

文化財防災というと、災害が起きた後どうするか、という話がメインになってしまいますが、実は災害が起こる前にどれだけ減災ができるか、いう事をいかに大綱や地域防災計画の中に落とし込んでいくかがポイントとなる。日頃、市町村の担当者が所有者や地域住民とのコミュニケーションを重ねていく中で、地域における文化財の位置づけをいかに高めていくか、文化財は地域における大切なものという意識を共有できるかが、減災の部分では重きをなす。



●用語解説

【ヘリテージマネージャー】

「地域に眠る歴史的文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす能力を持った人材」として定義され、歴史的建造物の保全活用に係る専門家として各都道府県建築士会が育成を進めている。熊本地震文化財ドクター派遣事業においては、歴史的建造物の被害状況調査・応急措置・復旧工事等に際し技術的な支援を行なった。

参考：公益社団法人日本建築士会連合会ホームページ「全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会の設立につきまして」(2019年12月4日閲覧) URL = <http://www.kenchikushikai.or.jp/toriumi/hm-net/index.html>

【平成28年熊本地震文化財ドクター派遣事業】

熊本地震によって被害を受けた指定文化財（国宝、重要文化財等）ではない歴史的建造物に対し、被害状況調査・応急措置・復旧等の技術的支援を行なうことを目的に、熊本県の要請に基づき文化庁が専門団体に協力依頼をして始まった被災文化財建造物復旧支援事業のこと。文化財保護・芸術研究助成財団の助成を受けた。平成28年5月から開始され、現在も継続している。

【平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金】

熊本城や阿蘇神社などの文化財への被害が発生したことを受け、平成28年7月から地元経済界や熊本県に所縁のある人々を中心に支援委員会が発足し、民間による組織的な募金活動が行なわれた。その寄付金を財源として、平成29年2月に熊本県が創設した基金。この基金を原資とし、民間が所有する未指定を含む文化財復旧のための補助金制度を創設。歴史的建造物・動産文化財を対象とし、所有者負担額の1/2～2/3を補助する仕組み。

参考：熊本県教育委員会『平成28年熊本地震被災文化財の復旧の歩み』、2018年度

【文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画】

平成31年4月より施行された文化財保護法改正法によって認められた、都道府県・市町村がそれぞれ策定・作成することのできる文化財の計画的な保存・活用促進のための方針。市町村は都道府県が策定した大綱を勘案した計画を作成し、国の認定を申請できる。大綱の記載事項として「防災・災害発生時の対応」が挙げられており、地域計画では未指定を含む地域の文化財を総合的に把握し、地域社会全体で次世代へと確実に継承していくことが必要とされている。

●配布資料 1

文化財防災ネットワーク推進事業セミナー

歴史的建造物等の保護と防災への取り組み

—重要文化財（建造物）の防災対策を中心に—

福岡県教育庁文化財保護課 田上稔

スライド1

福岡県の文化財保護行政

- 福岡県全体（4月1日）
 - ・ 県内に60市町村 文化財職員がいる市町村 57／60
 - ・ 文化財職員274名 埋蔵文化財229名 その他の分野45名
 - ・ 国指定選定355件 県指定 688件 市町村指定1440件
- 福岡県教育庁総務部文化財保護課（令和元年）
 - ・ 管理係：国庫・県費補助金事務 令和元年度国庫補助事業 126件
：事業費 約3,968,200千円 国庫約2,608,400千円
 - ・ 銃砲刀剣事務（審査・登録・変更）、予算 ほか
 - ・ 企画係：埋蔵文化財・文化財審議会、文化財保護指導委員、大綱策定
戦争遺跡調査事業 ほか
 - ・ 保護係：国・県指定文化財管理（史跡・美工・民俗・建造物・名勝）
祭り行事調査事業、日本伝統工芸展 ほか

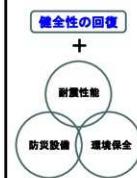
スライド2

■福岡県の有形文化財(建造物)と業務内容



スライド 3

■減災を目的とした対策



- **(1) 健全性**
 - ・適切な管理と修理を通して、建造物が持っている本来の強さ・健全性を回復して、地震・台風がもたらす大きな外力（応力）に備える
- **(2) 耐震性能**
 - ・建造物の構造的な特性を活かした耐震診断と文化財の価値を損なわない耐震補強工事を通じて耐震性能を確保する
- **(3) 防災設備**
 - ・火災を想定して早期の発見と、初期消火あるいは延焼防止に備えた防災設備を整備する。また、落雷に備え避雷設備を設置する。
- **(4) 環境保全**
 - ・建造物の背後にある斜面の保全工事や建物がたつ地盤の地滑り防止、建物周辺の排水工事を通し、土砂災害や水害に備える

スライド 4

■建造物の保存活用計画

■ 目的

- ・文化財の価値を誰もが理解できるよう可視化を図ること
- ・保存活用に関係する人たちの手引書となること
- ・次世代へのメッセージをまとめる
- ・文化財の確実な継承と、
- ・活用を通して地域における文化財の理解を深める

■ 計画が担う役割

- ・建造物が抱える現状と課題を把握
- ・取組むべき対策を計画として整理
- ・価値をわかりやすく表現、
- ・次世代の所有者、管理者に価値を確実に伝える
- ・保存修理、耐震診断・改修、防災防犯、整備活用等を具体化させる



スライド 5

●保存活用計画の全体構成



公益社団法人 日本建築学会連合会 スキルアップ講習（講義テキスト）

スライド 6

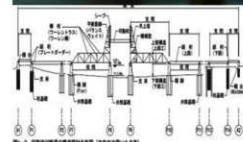
■1. 健全性の回復(保存修理工事)

● 経緯

- ・佐賀線建設の一連の工事
- ・筑後川を跨ぐ可動鉄道橋
- ・鉄道技師、釘谷磐をチーフ
- ・鉄道技師、稻葉惟兵衛の構梁設計
- ・鉄道技師、坂本種芳の可動部設計
- ・昭和7年(1932)4月起工
- ・昭和10年(1935)5月竣工

○ 文書指定(平成15年)

- ・水運、陸運の共存を意図したもの
- ・地域の発展に貢献した建造物
- ・わが国最古の昇開式の可動橋
- ・鉄道可動橋建設技術の確立を示す重要な遺構



スライド7

●旧筑後川橋梁の修理

- ・廃線後の歩道橋としての再整備から13年余りが経過
- ・鋼材塗膜の劣化、舗装面の劣化、鋼材の腐食が目立つようになった
- ・平成20年度に修理にむけた調査を実施、破損状況を把握
- ・期間: 平成21年4月～23年1月
- ・仮設工事 : 足場・防護工
- ・塗装工事 : ケレン・塗装
- ・その他工事: 歩道デッキ補修
 - : 塗膜防水再塗装
 - : 橋脚補修・支承補修
 - : 鋼材補修
 - : 漏水対策 ほか



スライド8

●さまざまな取り組み



スライド9



スライド10



スライド11



スライド12



スライド13

■2. 耐震対策



- (1) 構造調査
 - 建造物は材料（木・煉瓦・RC・鉄など）、用途、時代の違いによって構造上の特性が異なるため現地での十分な調査が不可欠
- (2) 耐震診断
 - 建造物の構造的な特性を活かした耐震診断を実施すること。壁や床、構造材の強度に限定した診断は一般的だが文化財には不向きなこともある
- (3) 耐震補強計画
 - 耐震上脆弱な箇所を対象に補強を行うが、外観・室内の意匠はもちろんのこと、文化財の価値に配慮しながら補強計画も見直すことも必要
- (4) 用途・活用の見直し
 - 不特定多数の人が常時集まる建築物では耐震補強は必須だが、限定利用の場合は避難計画で補完も可

スライド14

●耐震対策1 重要文化財門司港駅(旧門司駅)



- ・旧門司駅は九州鉄道の起点として明治24年(1891)に開業
- ・現駅舎の設計は鉄道院九州鉄道管理工務課が担当、大正3年(1914)に竣工
- ・昭和63年(1988)、現役の駅舎として初の重文指定。ネオルネッサンス様式
- ・平成24年9月、半解体修理工事、令和元年9月竣工

スライド15

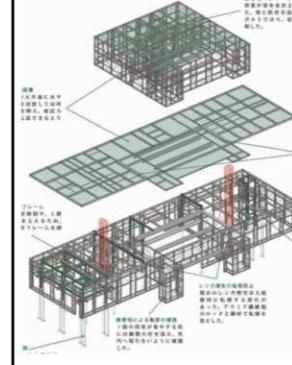
●保存修理と耐震工事

- ①工事中の大規模系盤換
- ②耐震補強用の鋼管杭
- ③煉瓦造の煙突
- ④現状変更後の復原外観



スライド16

●耐震補強計画



スライド17

●耐震対策2 重要文化財旧福岡県公会堂貴賓館



- ・貴賓館の設計監理は福岡県土木部技師であった三條栄三郎による
- ・第13回九州沖縄八県連合共進会の迎賓館・宿泊所として明治43年(1910)建設

スライド18

●耐震診断と耐震補強計画

○耐震診断・耐震補強計画

- 再びやってくる地震に備えるため耐震診断・耐震補強工事は必要
- 耐震性能目標（〇非倒壊・半壊）
- 調査（部材・構造）、試験体実験
- 建物重量、検討地震波等を入力
- コンピューターで解析
- 現状での耐震診断（×倒壊）
▼
- 耐震性能目標の再検討と補強計画
- 一階の柱・梁・土台に仕口ランバーを240個設置する
- 補強後の再診断（〇非倒壊）
▼
- 建物1階の柱・梁に設置
- 耐震補強工事+復旧工事 の実施へ



スライド19

I 目標の設定

- 目標の設定
- 危険性の特定
- 火災の具体的想定

II 対策

- 予防対策
 - 対象と設備
 - 管理面での対策

IV 消火活動

- 初期消火
▼
- 公設消防

+

- 火災発生の対応
 - 消防体制と行動
 - 準備と訓練

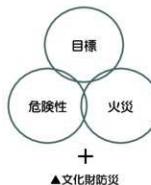
III 火災の想定

- 建物から出火
◀ 失火・漏電・落雷・放火
- 周辺火災
◀ 延焼・受熱・飛び火

●建物の防火対策

スライド20

■防火対策



- 1. 目標の設定と条件整理
 - 災害を想定して、必要な設備を整備し、訓練を通して、非常に備える
 - 巡回や警備等を通して、防火防犯対策に努める
 - 効率的な避難行動と初期消火により被害の拡大を防止する
- 2. 危険性の特定
 - 防火対象とする文化財建造物の特性を把握
 - 檜皮葺、こけら葺は植物性の屋根材で火に弱く延焼や飛び火にはさわめて弱い
 - 挙殿から本殿までが棟続きで建てられ問題あり
- 3. 計画策定の視点
 - 文化財建造物の防災計画では法律で定められた設備のみを整備するのではなく、管理体制や立地、建築特性を勘案して計画を立案する。

スライド21

●III. 火災の想定

1. 建造物からの出火

● 内部からの火災

- 住宅では台所と暖房器具、宗教施設ではロウソクがある
- 老朽化した電気配線からの漏電
- 小動物が電気配線をかじって出火
- 避雷針がない建物への落雷被害
- 避雷針がある建物への落雷に起因する被害

● 外部からの火災

- たばこのポイ捨て、放火
- 建物近隣での焚火、ロケット花火
- 工事現場 ほか

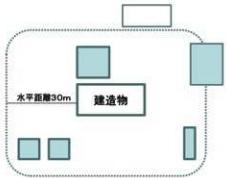


スライド22

●III-2. 建造物周辺の火災

● 近接火災（守備範囲を決める！）

- 周辺での火災では、建造物に直接延焼したり、輻射受熱であぶられたり火の粉で発火する可能性がある
- 周辺における火災から建造物（植物性屋根）を守るため、水平距離30mの範囲にある建物・工作物を近接建造物として特定して計画を策定
- その範囲にある建物等が点火・延焼したことを想定して対策を検討する



スライド23

●II 対策 1. 予防対策 (1) 対象と設備【自火報・初期消火】

● 1) 火災感知

- 自動火災報知設備は火災発生を感知するもので、重要な役割を担う
- 重文・地方指定は消防法施行令第21条の適用を受け設置
- 機器構成
- 火災→感知器→[発信機]→受信機
→非常ベル

● 2) 初期消火

- ①消火器
- 文化財ではすべての種類に対応できるABC消火器を推奨
- ②易操作性消火栓
- 大人一人で使える屋内用消火栓で文化財では屋外で使用。1号消火栓で130ℓ／分。距離25m。



スライド24

● II 対策 1. 予防対策 (1) 対象と設備【消火】

● 3) 延焼防止

- ①放水栓
- 建物上空にむけて噴霧状に放水し水幕をつくり、建物を延焼から守る。地上式と地下式がある
- ②ドレンチャーバー
- 屋根が高所にあるときに使用。棟に配管を埋込むのが一般的。外部から放水する形式もある
- ③その他
 - a：貯水槽
 - 初期消火に使用する水を貯める神社では100m³が目安
 - b：加圧送水装置
 - ポンプ+エンジン等の動力
 - c：遠隔操作盤
 - ポンプ室が離れているため、職員が常駐する場所に設置。



スライド25



写真:福岡市教育委員会提供

スライド26

● II 対策 1. 予防対策 (1) 対象と設備【避雷】

● 5) 雷对策

- 落雷には建物や木に落ちる「直撃雷」と「誘導雷」があり有効な対策を講じる必要がある
- ①避雷装置
- 雷雲を直接受けける受雷部、高圧電流を接地極に導く引下導線、地中に放電する接地極からなる
- 落雷→受雷部→引下導線
→接地極→地面
- ②避雷器
- 直撃雷や周辺に落ちる誘導雷によって発生する雷サージによって電気電子機器が損傷を受ける
- 避雷器（SPD）を設置して雷サージから受信盤等の周辺機器を守ることが必要。
- 回路を通過した過剰な電流をアース側に逃がす役割がある。
- 電源、受信盤、カメラ等に設置

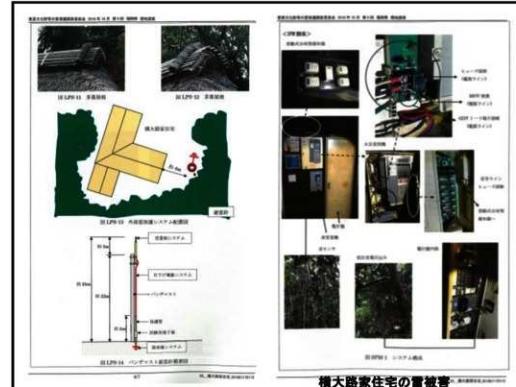


スライド27



重要文化財横大路家住宅（新宮町）

スライド28



スライド29

● II 対策 1. 予防対策 (1) 対象と設備【その他】

● 6) その他

- ①漏電警報設備
- 電気配線からの漏電が原因の火災を未然に防ぐ役割
- 文化財附建造物では配線が古く、設置を推奨している
- ②自動報警設備
- 火災の発生を消防機関へ通報する設備。自動ダイヤルとメッセージの転送を行なう



▲社務所に集約

▲管理人室に副受信盤

● (2) 管理 (ソフト対策)

- 消防法に基づき防火管理者を選任。防火管理者は消防計画を作成し実施
- 延焼防止のため、防火管理区域を設定、区域内での火気使用を制限する
- 可燃性の高いものや、燃料を区域内に持ち込まないように努める

スライド30

- II 対応体制・行動
 - ①消防体制・設備
 - ・日中の火災→発見→通報→避難
 - 初期消火→本消火
 - ・夜間の火災→発見→通報（1人）
 - 初期消火→本消火
 - ・初期消火までの対応をミニマ化
 - ②準備・訓練
 - ・訓練を通して一連の行動を体得
- IV 消火活動
 - ・自分が想定するときに火災が発生
 - ・迅速な初期対応、初期消火
 - ・消防水栓の確保、消防車等緊急
 - ・車両進入路の確保



スライド31

- 防火対策（自火報、消火設備）
 - 失火、放火による火災から文化財を守る
 - 近隣で発生した火災からの延焼防止を図る
 - ①火災の早期発見
 - ②確実な通報
 - ③速やかな初期消火、本格消防への移行
 - ④近隣火災からの延焼防止



スライド32

●防犯対策

- ・落書きや破壊、放火など不法行為を未然に防止する対策
- ・日中は定期的な監視だけでなく、防犯カメラによる監視
- ・夜間はセキュリティーラインを設定して機械警備を併用
- ・侵入者へは音声警告、必要に応じ警備会社と連携



スライド33

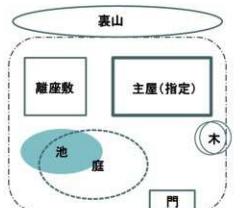


普導寺(久留米市)の防災訓練

スライド34

■環境保全計画と防災対策

- 指定建造物の敷地と周辺環境が対象。建物・庭園・森林・水源・他
- 周辺の排水や、敷地等を対象に保存・保全・整備の方針を定める
- 指定建造物へ直接影響を及ぼす自然災害を想定し対応方針を定める



スライド35

■高良大社の環境保全



スライド36

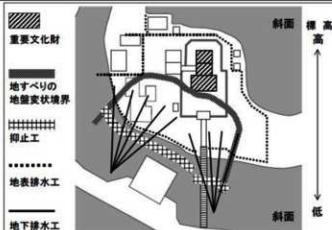
■環境保全

● 調査

- 地盤、ボーリング調査
- 周辺環境調査、地形調査
- 地盤は地下水位の上昇で滑り、裏山は節理崩壊の発生を確認

● 対策（抑止工・抑制工）

- 法鉄工、ロックアンカー
- 表面排水工、地中排水工
- 倒木対策



スライド37

■ヘリテージマネージャーとの出会い

● 1. はじめに

● 2. 福岡県ヘリテージマネージャー育成講習会はじまる

- (1) 人材育成を通して文化財保護を広める
 - ①平成25年8月から福岡県建築士会主催で講習会はじまる
 - ②文化財保護の歴史、保護行政、現地見学、修了課題などを担当

(2) 人との出会い。建造物との出会い

- 受講者は文化財保護と歴史的建造物に大きな関心をもつ
- 5年間の受講期間で100名以上の修了生
- 修了課題で報告された建造物はいろいろ、新たな発見！
- 知らない建造物もいっぱい。登録の候補になるものも。・

(3) その後

- 市町村に文化財保護の支援者となる人材ができたこと！
- 県内の建造物で知らないことや、困ったときには相談できる

スライド38

●配布資料 2



スライド39

- 3. 耐震予備診断と防災予備訓練
 - (1) 耐震予備診断（平成25年）
 - ・当時、福岡県では文化財が推進する重要な文化財の耐震予備診断は未実施
 - ・福岡県建築士会に調査協力を依頼。県内の木造建築を対象に診断
 - (2) 防災訓練（平成27年）
 - ・福岡県建築士会まちづくり委員会と大規模災害を想定した模擬訓練を実施
 - ・日時：平成27年11月21日（土）10：00～16：00
 - ・参加者 13名：文化財保護課1名+まちづくり委員会12名
 - ・5班に分かれ、重要文化財・地方指定・登録文化財を現地調査
 - ・訓練は災害発生後の「支援体制・連絡網づくり」「被災調査」が目的
 - (3) 熊本地震（平成28年4月）
 - ・4月に発生した熊本地震で県内にある多くの歴史的建造物が被災
 - ・県文化財保護課に建造物支援に関する情報がなく建築士会の会議へ参加
 - ・福岡県建築士会が文化財の文化財ドクターの受け入れを行う
 - ・入手した歴史的建造物リストをもとに、被災建造物の調査を実施する

スライド40

熊本地震における被災歴史的 建造物復旧支援の取組み —建築士会の活動を通じて—

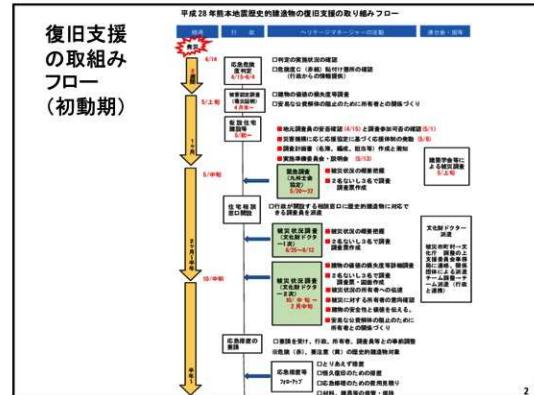
令和元年度 国立文化財機構
文化財防災ネットワーク推進事業
セミナー R1. 11. 19



発災後3年目の冬… 発災後4年目の秋…

(公社)熊本県建築士会 山川満清

1



(公社)日本建築士会連合会九州ブロック会
歴史的建造物の被害状況調査

日程 平成28年5月20・21・22日
組織 被災側 熊本土会
応援側 福岡士会、佐賀士会、長崎士会、大分士会、
宮崎士会、鹿児島士会、沖縄士会

延べ人員 117名(HM)

対象物 熊本県内の近代和風調査対象建造物 350棟
把握



九州ブロック会 被災調査応援実施委員会



被災調査当日の打合せ

3

文化財ドクター1・2次調査

復旧への道筋を示す
その手掛かり・足掛かりを探す

5

調査状況



4

文化庁 文化財ドクター派遣事業
熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業

日程 平成28年6月～1次調査 10月～2次調査
組織 復旧支援委員会

日本建築士会連合会、日本建築学会、

日本建築家協会、土木学会 調査派遣員 527名
対象物 熊本・大分県内の震度5強以上の市町村の建造物
建築学会データベースより 2,028棟



熊本県準備会議



大分県準備会議

6

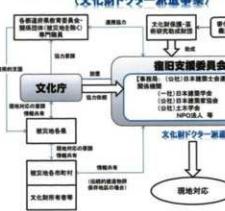
平成28年熊本地震文化財ドクター第1次調査

- #### ■被災状況の概要緊急把握(主に目視による)

■熊本 1,457件 調査員延べ251

名、

大分 371件 調査員延べ59名



7

1次調査の状況



8

平成28年熊本地震文化財ドクター第2次調査

- #### ■被災状況の詳細把握(聞き取り、内部詳細調査、作図)

■調査数200件、調査員延べ217人

■調査数200件、調査員延べ217人



2

2次調査の状況



18

文化財ドクター1次・2次 取組みの課題

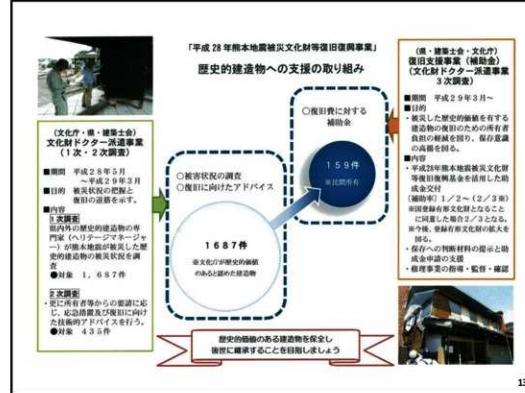
1. 初動の難しさ→行政は災害対応で動けない
→調査時期の遅れ、所有者への周知遅れ→調査に支障
行政との支援協定や日頃の活動連携が必要
 2. 対象建造物データベースの不備で調査に支障。
保管管理の重要性。
 3. 未指定ゆえに市町村の把握がなく、また所有者の意識も薄く
調査・助言に消極的な対応。
 4. 活動環境(交通手段、気象等)状況の把握
 5. 日頃からの備えがあれば迅速な対応ができたはず
・各士会で調査対象建造物のリスト化とマップ化
・支援体制の構築とネットワーク化、模擬訓練の実施
(※個人情報管理、データ更新)
 5. 個々の復旧の視点では教えない→まち並みで、地域で救う

13

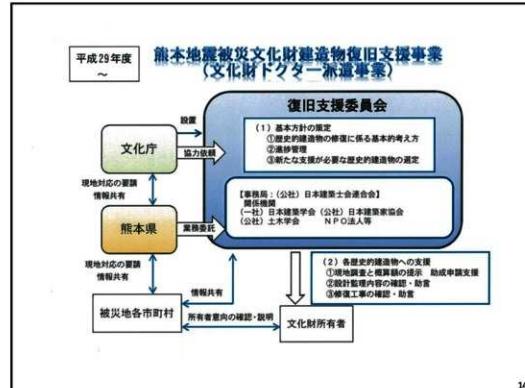
文化財ドクター3次調査

復旧の道筋を示すだけから、その道を
寄り添って共に歩くへ

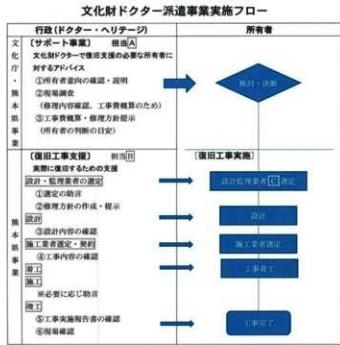
15



13

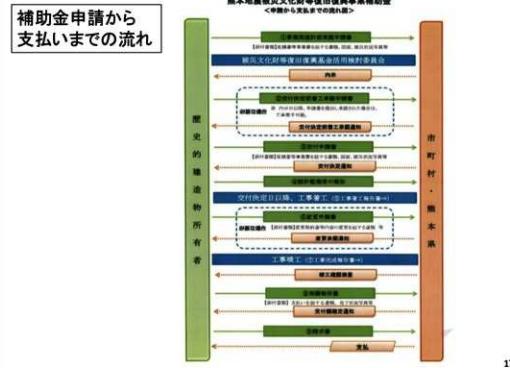


1



豪相手A・BとCは違う人

15



平成29年3月
熊本県文化課

- 熊本本地震で、歴史的価値のある建物の多くが被災しました。
- そういう建物を次世代に継承するため、県では民間所有者の方々が負担する復旧費の一部を支払する制度を新たに創設しました。
- 県の宝でもある歴史的価値を次世代に継承するため、ぜひ保存における対応をお願いします。

【支援の内容】

■対象建造物：文化財ドクター派遣事業の？次回対象の建物

■補助の内容：補助対象経費の「1／3」又は「2／3」

[1 / 2 請助]

144

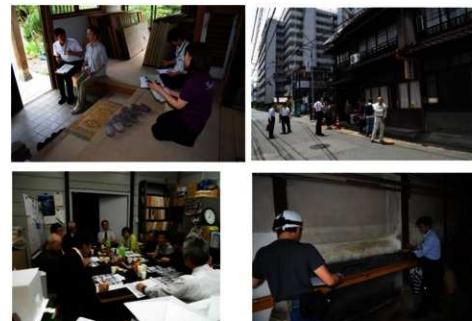
52 / 3 MARCH

MEMO 2/1

※所有者から国登録有形文化財となることの同意書が提出された場合

16

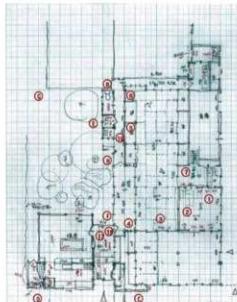
文化財ドクター3次調査の状況



4

②被害状況説明書

■〇〇家住宅(〇〇町)主屋!雨被剥がれキープラン



19

復旧工事が
進んでいます



20



21

修理例



22

中間確認・助言



23

完了検査



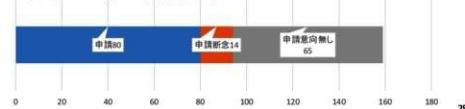
24

ここまで成果1

1. サポート事業

(修理方針、費用の提示、現場調査、応談、助成金申請支援)

当初対象114件、追加対象45件、計159件から
所有者意向で申請無し、別助成活用、公費解体
のものを除く94件が県助成事業の対象。
令和元年10月末の時点で80件の調査完了。
未調査14件は助成申請断念。
結果80件が助成金申請を行い、復旧工事へ。
10月末で64件が申請済み。



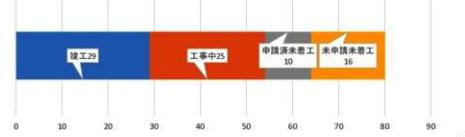
25

ここまで成果2

2. 復旧工事支援

(設計監理者・施工業者選定の助言、設計内容の確認・助言、工事内容の確認・助言、完了検査)

- ・令和元年10月末の時点で助成申請済の64件の内、着工済が54件、この内29件が完成し、25件が工事中。
- ・復旧工事予定80件の内、未着手26件に対し
設計監理者未定7件、施工業者未定10件



26

文化財ドクター3次調査取組みの課題

1. (時間)震災後の時間の経過が被害を広げ、修理方針の見直しを余儀なくする。
また所有者の保全意識を消極化に向かわせる。
2. (工法)一般工法での先行工事(グループ補助金活用事業、応急復旧工事等)が前例となり、文化財修理の時間とコストが所有者に不信感を与えている。また修復方針の違いにより一的な価値保全が図りにくい。
3. (人材)文化財価値の保全修理ができる設計監理者、施工者の確保に難がある。
4. (費用)3分の1の自己負担が重く、完全な修理が難しい。
着工時費用が無く、契約できない。
6. (工期)取外し、調査、繕い、再取付といった手間暇かかる工程と迅速さが求められる復旧事業との矛盾

27

文化財ドクター3次調査のまとめ

1. 所有者への文化財保全意識の啓蒙
2. 担う専門家へ適正な知識と技術とセンスを
3. 維持管理の仕組みづくり(HM・職人育成、伝統資材供給等)は社会全体の責務
4. 維持管理の重荷は社会で分担

※この取組みで見えてきたものは震災の悲惨さではなく、未指定ではあるが歴史文化的価値の高い、私たちのくらしと共に連綿として存在し続ける家々の在り方を問うものです。私たちは突き付けられている現状を真摯に受け止め、正面から向き合う覚悟を問われています。

28

国登録有形文化財へ

支援は復旧竣工がゴールではない。今回の支援事業で文化財の価値を認められ復旧した未指定の歴史的建造物を今後どう守っていくか。まず社会で認める文化財の枠に入れることから始めたい。

所有者負担の軽減のための助成金補助率3分の2の要件として登録同意を求め、復旧後の県内の未指定の歴史的建造物の適正な保存・活用を誘導することを目的に熊本県は登録を事業化して取り組む。



29

3. 市民に向けた文化財防災の普及活動

(1) 活動概要

災害から文化財を守る取り組みについて、博物館・美術館や文化財行政の関係者だけでなく、一般市民にも周知を図ることを目的とする。地域に所在する文化財は地域の人々が守り伝えてきたものであるため、文化財防災においても地域の人々の理解や協力が不可欠である。文化財の保全は、その担い手である地域社会の少子高齢化・核家族化といった社会問題にも関係しており、文化財防災について広く発信し認知度を高めることが重要である。

今年度は、文化財防災にとって重要な災害史研究や、石碑などの地域の文化財の情報を収集する郷土史研究グループを訪問し、推進事業の活動を紹介するとともに、双方の調査や研究活動の中で得た地域の人々の声について情報交換とアンケート調査を実施した。

(2) 大分県史談会研究会での発表

大分県史談会研究会第6回地域災害史研究会にて発表を行なった。

日 時：令和元年11月16日（土）13時～16時（発表時間は15分）

会 場：大分県立図書館 第2研修室

発表者：小泉恵英

大分県史談会は、県内の市町単位で存在する郷土史研究会の統括組織で、現在は主に大分県内の災害史研究を行なっている。具体的には災害検証碑の所在調査や、NHK大分と協同して県内の災害記憶を収集し、NHK大分Webサイト上で「大分県災害データアーカイブ」として公開している。

（NHK大分放送局「大分県災害データアーカイブ」 URL : <https://www.nhk.or.jp/oita/saigai-data/index.html>）



▶総括

推進事業の具体的な活動成果を研究会参加者と共有し、意見交換することができた。会場での質疑応答では、地元の文化財が直面する継承者不足の問題や、保存について所有者と意見が食い違った事例などが話題に上がった。当日実施したアンケートには、博物館に対する要望として、文化財保護の意識啓発や普及のための活動を期待するという意見があった。文化財の専門機関である博物館としても、そのような問題を解消するために活動する必要性を強く実感した。

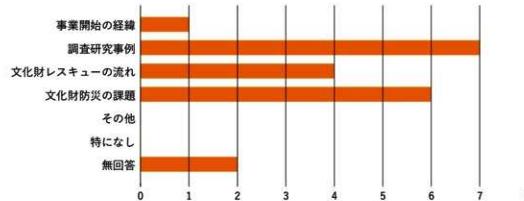
▶参加者へのアンケート調査結果

アンケートは発表前に配布し、研究会時間内に無記名による回答をお願いした。集計母数は13件。

Q. 今日の内容について

よかったです	まあまあよかったです	ふつう	あまりよくなかった	よくなかった	無回答
12	0	0	0	0	1

Q. 一番興味をもったのはどの話でしたか？（複数回答）



【具体的な内容・理由】

- 今まで知らなかったことが聞けた。今後一人でも多くの人に聞いてほしい
- 文化財のこと、その取扱いのこと、それを守っていく人たち、地域のつながり等、これまで学ぶことがなかった
- 史談会の活動と連携できることはないか

Q. 自身の活動に活かせそうな内容がありましたか？

- 地域にとって貴重な資料を持つ所有者の方と、今後災害からどう守るかと一緒に考えていきたい
- 郷土史家の育成やレスキューバー体制の確立
- 独自の活動には限界があるので、多くの参加者を求みたい
- 悉皆調査をして防災・減災に努めたい
- 将来行なわなければならない課題が多数あった

Q. 文化財を災害から守る活動として博物館に期待すること

“文化財保護の意識啓発・普及”への期待の回答があった

- 文化財の保全に関する広報・講演活動
- 博物館の活動を具体的に知させる
- 文化財の保護や伝えることの大切さを常々防災関係の折に伝えてほしい
- 災害が起る前に地域がやっておかなければならぬ諸課題についての講演会
- “技能講習”への期待の回答があった
- レスキュースキルの普及。何かあった時のバックアップ

II

文化財防災ネットワーク推進事業

調査研究活動

Conducting research



1. 文化財が被災した災害に関する事例集の作成

(1) 調査概要と目的

過去に災害によって文化財被害が発生した際の被害内容と救出・復旧等の対応について調査し、事例集の作成を目指した。文化財被害の規模・種類は災害によって毎回異なるため、過去の被災記録を分類整理し、ケースバイケースで対処できるように備える。

事例集作成は、平成30年度より推進事業として取り組んできたもので、九博は今年度より本活動に加わった。これまで文化財の分野別（歴史資料・自然史資料）に事例調査を行なってきた。九博が地域連携活動を担当する九州ブロックは、平成28年熊本地震や平成29年九州北部豪雨などの災害を経験し、今まさに地元の自治体が主体となり、被災文化財のレスキュー活動、復旧への取り組みが続けられている。このため、分野に限らず近年の九州地区での事例を対象として調査を始めた。

(2) 今年度の調査内容

下記のとおりの日程で関係機関へのヒアリング調査を行ない、そのほか文献調査を実施した。

	調査日	対象
平成28年熊本地震	6月19日	熊本県教育庁 文化課
平成29年九州北部豪雨	9月12日	朝倉市教育委員会 文化・生涯学習課 甘木歴史資料館
	9月24日	福岡県教育庁 文化財保護課

【平成28年熊本地震】

九州国立博物館「公開シンポジウム 地域とともに考える文化財の防災・減災Ⅲ『熊本地震と文化財レスキュー』」「平成28年度文化財防災ネットワーク推進事業—九州国立博物館の取り組みー」、2017年

九州国立博物館『文化交流展特集展示「災害に学ぶ備える—熊本地震と文化財レスキュー」リーフレット』、2018年

九州国立博物館『平成29年度文化財防災ネットワーク推進事業—九州国立博物館の取り組みー』、2018年

熊本県教育委員会『平成28年熊本地震被災文化財の復旧の歩み』、2018年度

【平成29年九州北部豪雨災害】

朝倉市秋月博物館『災害の記憶展－復興への兆し－』、2018年

朝倉市教育委員会『朝倉市文化財年報（平成29年度）』朝倉市文化財調査報告書第35集、2019年

甘木歴史資料館『甘木歴史資料館報』第3集、2019年

九州歴史資料館「九州北部豪雨災害による被災文化財のレスキュー活動」『教育福岡』651、2018年

九州歴史資料館「九州北部豪雨災害による被災文化財の復旧・復興に向けた取組」『教育福岡』655、2019年

第7回古代山城サミット大野城・朝倉大会事務局『第7回古代山城サミット大野城・朝倉大会資料集』、2018年

第7回古代山城サミット大野城・朝倉大会事務局『第7回古代山城サミット大野城・朝倉大会記録集』、2019年

福岡県『平成29年7月九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果報告書』、2018年

福岡県文化財保護課「九州北部豪雨による被災文化財の復旧への取組」『教育福岡』647、2018年

令和元年度文化財防災ネットワーク推進事業 —九州国立博物館の取り組み—

編集・発行 独立行政法人国立文化財機構 九州国立博物館
〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2

発行日 令和2（2020）年3月27日
印刷 株式会社西日本新聞印刷

©2020 九州国立博物館
※本書の全部または一部を無断で転載・複写することを禁じます。



文化庁「令和元年度美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業」